様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024 年　7　月　10　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）しゃかいいりょうほうじん こうせいかい  一般事業主の氏名又は名称 社会医療法人厚生会  （ふりがな） やまだ　じつひろ  （法人の場合）代表者の氏名 山田 實紘  住所　〒　505-8510  岐阜県美濃加茂市健康のまち１丁目一番地  法人番号　9200005007053  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 情報処理システムの運用及び管理に関する指針 | | 公表日 | 2024 年　7　月　9　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】ホームページ  【公表場所】https://cjimc-hp.jp/download/news/dx\_guidelines.pdf  【記載箇所】情報処理システムの運用及び管理に関する指針  【ページ】3ページ,4ページ | | 記載内容抜粋 | 【経営の方向性】  私たちは、「世界最先端の医療を世界に提供する」という決意を名前に込めて、医療の国際化に対応できる医療拠点であり、かつ、患者さまの満足度の高い医療拠点であり続けることを目指します。  さらに、地域においても高水準の医療を提供することにより、地域に「安心」を与え、地域の「信頼」に応え続ける医療機関を目指します。  基本理念 ：全ては病める人のために  私たちは病める人の「安心」のために、心を込めた医療を実践します。  基本方針   1. 私たちはいつも笑顔を忘れず速やかな医療サービスを実践します。 2. 患者様の権利と尊厳を尊重した医療を行います。 3. 国際的な視野に立ち専門的かつ最新の医療を目指します。 4. 地域における救急医療の担い手として、24時間救急体制を充実させます。 5. 医療・保健・福祉の連携を密にした医療サービスを提供します。 6. 私たちは常に自己研鑽を行い、優秀な人材の育成に努めます。   【情報処理技術の活用の方向性】  地域の中核病院としての役割を担いつつ、世界中の病める人々の医療拠点であり続けることを目指して、患者さまと職員のさらなる安心と信頼を高めるために、次の3つの「DX方向性」に基づき、情報処理技術の導入を進めます。   1. 地域に求められる病院   地域の医療機関だけでなく、福祉施設等と連携を図りながら、シームレスな医療を提供するための医療ネットワークを構築します。   1. 患者さまに選ばれる病院   患者さまが、より安心に、かつ快適に受診・治療いただけるように、医療サービスの実効性・科学性・透明性を向上させます。   1. 職員が働きやすい病院   労働生産性と創造性の向上及び働きやすさを両立させた職場環境を構築し、職員満足度を向上させます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 意思決定機関である理事長 および 2024年7月2日開催のキャビネット会議にて承認され、ホームページに公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 情報処理システムの運用及び管理に関する指針 | | 公表日 | 2024 年　7　月　9　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】ホームページ  【公表場所】https://cjimc-hp.jp/download/news/dx\_guidelines.pdf  【記載箇所】情報処理システムの運用及び管理に関する指針  【ページ】5ページ、6ページ | | 記載内容抜粋 | 1. 地域に求められる病院    1. 医療ネットワークの構築   オンライン診療アプリ（コンシェルジュ）を利用した遠隔診療の実施。デジタル技術の連携により、満足度の高い医療を提供する。   * 1. 福祉施設との連携   福祉施設との患者データの連携スピーディーな診断を実施する。   1. 患者様に選ばれる病院    1. 患者様とのコミュニケーション向上   通院支援アプリ（コンシェルジュ）の機能拡張・利用拡大により、患者様・利用者様が時間や場所に依存せずサービスを受けることが出来、受診に係る負担軽減につなげる。   * 1. 患者様の満足度向上   医師・看護師の説明にCXを導入（動画・写真、アニメーション）で行うことにより、患者様の不安払拭や医療学習の機会を提供する。   1. 職員が働きやすい病院    1. 働き方改革   グループウェア（電子カルテ機能）の導入により、情報の一元管理と職員間のコミュニケーションの充実により、全体の生産性を向上させ、迅速な意思決定を推進する。   * 1. 高度医療人材の育成   RPA導入により定型作業の自動化や研修管理業務の負担軽減、および、ナーシングスキルの導入活用により職員個々の役割やスキルに合わせた教育を提供することで職員全体のスキル向上を狙う。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 意思決定機関である理事長 および 2024年7月2日開催のキャビネット会議にて承認され、ホームページに公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 【記載箇所】情報処理システムの運用及び管理に関する指針  【ページ】7ページ、8ページ | | 記載内容抜粋 | 【体制・組織】 キャビネット会議直下に「DX推進委員会」を設置  【人材の育成・確保】   * IT人材の育成   + IT関連の資格取得支援   + 院内人材のリスキリング * 外部企業との連携   + 外部企業との協業によるノウハウ習得   + 定期的な情報交換の実施 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 【記載箇所】情報処理システムの運用及び管理に関する指針  【ページ】8ページ | | 記載内容抜粋 | 1. 情報情報の一元管理    * 職員間のコミュニケーションの充実    * スマートフォンやタブレットの活用による、紙帳票のデジタル化 および施設内のどこでも情報が確認できる環境整備 2. 教育環境の充実による職員の成長    * 定型作業の自動化や研修管理業務の負担軽減 3. 情報セキュリティ対策    * 端末のセキュリティ、ネットワーク監視の強化    * 患者様データのプライバシー保護 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 情報処理システムの運用及び管理に関する指針 | | 公表日 | 2024 年　7　月　9　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】ホームページ  【公表場所】https://cjimc-hp.jp/download/news/dx\_guidelines.pdf  【記載箇所】情報処理システムの運用及び管理に関する指針  【ページ】9ページ | | 記載内容抜粋 | 毎事業年度終了後にKPIの達成状況を確認、PDCAサイクルにより見直しを実施し、レポートとしてまとめ、ホームページで公表する。   1. 地域に求められる病院  * コンシェルジュ遠隔セカンドオピニオン診療件数  1. 患者様に選ばれる病院  * 患者さまの会計待ち時間 * コンシェルジュ登録患者さま人数  1. 職員が働きやすい病院  * ナースコールの応答時間 * 職員の有給休暇取得率 * 人材育成 * ITパスポート資格取得 * 情報セキュリティ研修　年1回実施 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024 年　7　月　9　日 | | 発信方法 | 【公表方法】ホームページ  【公表場所】https://cjimc-hp.jp/download/news/dx\_guidelines.pdf  【記載箇所】情報処理システムの運用及び管理に関する指針  【ページ】2ページ | | 発信内容 | 社会医療法人 厚生会 中部国際医療センターは、「全ては病める人のために」を基本理念とし、地域の中核病院としての役割を担いつつ、世界中の病める人々の医療のメッカとなることを目指しています。  現在、日本は、少子高齢化の進行、医療費の増加、医療従事者の不足など様々な課題に直面しています。  このような課題を乗り越えるために、私たちは、デジタル技術を活用した効果的で効率的な戦略を進めます。デジタル技術は、患者さまに対して、より質の高い医療サービスを提供するとともに、職員の働きやすい環境づくりにも非常に有益な手段となり得ます。  美濃加茂市健康のまち一丁目1番地から、安全で高度な最先端医療を提供できるよう一層の努力を重ね、「地域の、日本の、世界の医療拠点」として革新と成長を続け、皆様の信頼に応えてまいります。  社会医療法人厚生会 中部国際医療センター  理事長　山田 實紘 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年7月～継続中 | | 実施内容 | DX推進指標による自己診断を行い、「DX推進ポータル」にDX推進指標自己診断フォーマットを提出。  ※受付番号：202407AH00001381 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年10月～継続中 | | 実施内容 | 病院内において「個人情報保護方針」を定め公開し、遵守している。職員への教育やITシステムの導入を委託する外部機関と保守契約によりセキュリティ対策を実施し、問題発生時に実行する体制を構築している。  また、厚生労働省が公開している「医療機関のサイバーセキュリティ対策チェックリスト」に基づき、内部監査を病院および各外部機関ともに実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。